



埼玉県報

第186号
令和3年(2021年)
2月26日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

管理規程

- 埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)

- 県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の換地処分（農村整備課）
- 東第二土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 坂戸都市計画事業坂戸中央2日の出町土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- さいたま都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園スタジアム課）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道鴻巣川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 一般国道299号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道299号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道299号の道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 大場川放置船舶の簡易代執行に係る告示（越谷県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

正誤

- 埼玉県警察本部告示第11号中訂正（警務課）
- 埼玉県警察本部告示第12号中訂正（警務課）

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「令和二年七月三十一日」を「令和三年七月三十日」に、「令和二年八月一日」を「令和三年七月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

一 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）

二 埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和二年埼玉県病院事業管理規程第一号）

埼玉県病院局職員給与規程の一部を次のように改正する。

附則第十二項の次に次の一項を加える。

（通勤手当の返納の特例）

13 地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）の成立の日の前日においてこの規程の規定により通勤手当を支給されていた職員が、法人成立の日において法人の職員となった場合に、当該通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法の変更がないときは、第二十五条の規定によりその例によるとされている職員の給与に関する条例第十条第五項の規定は適用しない。

別表第十三及び別表第十四中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、別表第十四中「結核病」を「結核」に改める。

附 則

この規程は、令和三年二月十三日から施行する。ただし、別表第十三及び別表第十四の改正規定は、令和二年七月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）附則第十五項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程附則第十五項の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

告示

埼玉県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
ますだ春日部クリニック	増田 貴史	春日部市中央四―八―一二 AYAKAビル一階	令和三年二月一日
医療法人社団碧水会八潮駅前在宅クリニック	水会	八潮市大瀬六―九―七一・K ビル六階六〇二号室	令和三年二月一日
みらいず眼科	医療法人Bright Green	朝霞市青葉台一―三―二青 葉台メデイカルプラザ一F	令和三年一月一日
こころのクリニック狭山台	関根 正明	狭山市狭山台四―九―一五 メゾンエクセル一〇一	令和三年二月一日
狭山メンタルクリニック	医療法人ユーロ クリニック	狭山市入間川二―一―二グラ ンツ狭山一F	令和三年一月十一日
アズ・にいみ眼科	新美 岳彦	熊谷市筑波二―一―一五	令和元年五月一日
上里内科クリニック	南雲 左江	児玉郡上里町七本木三田三 四八二―一	令和二年十二月二日
本間医院	本間 信	秩父郡小鹿野町小鹿野三九 九―二	令和三年一月一日

おけがわ眼科	医療法人社団医 隆会	桶川市若宮一―五―二おけ がわメイン四階	令和二年十二 月一日
おのづか在宅クリニ ック	小野塚 陽春	鶴ヶ島市鶴ヶ丘二七―一二 クレセール・フジ二〇一号 室	令和三年二月 一日
美南こころの森クリ ニック	医療法人社団斗 和会	吉川市美南五―六―四	令和三年一月 一日
あいとく歯科上尾診 療所	医療法人社団優 美会	上尾市愛宕三―八―一イオ ンモール上尾二階	令和二年十二 月一日
第一歯科診療所	井原 優一	上尾市小敷谷八四五―一西 上尾第一団地二―三八―一 〇四	令和三年二月 一日
上尾歯科クリニック	渋谷 昌幸	上尾市浅間台三―三二―二 七	令和三年一月 一日
ポプラ歯科 加須ク リニック	医療法人社団優 心会	加須市富士見町五―二二M 五ビル二階	令和三年一月 十二日
たなか歯科医院	田中 健大	羽生市南三―二―一〇	令和三年二月 一日
リライデンタルクリ ニック	西本 直子	桶川市泉一―二―一一	令和三年一月 一日
クスリのアオキ宮代 南薬局	株式会社クスリ のアオキ	南埼玉郡宮代町道佛三―二 一〇	令和三年二月 一日
スギ薬局 ヤオコー 南桜井店	株式会社スギ薬 局	春日部市大倉四九六―一四 ヤオコー南桜井店一階	令和三年二月 一日
久喜ひがし薬局	株式会社HAP PYメデイカル	久喜市久喜東二―一七―二 五―一階	令和三年一月 六日
みやこ薬局 蔵店	株式会社サイフ アー企画	蕨市錦町六―九―二三 一 F	令和三年二月 一日

はる訪問看護	フラワー訪問看護 ステーション	訪問看護ステーションあやめ寄居	訪問看護ステーションあやめ入間	訪問看護ステーションカラフル	訪問看護イーライ フ	咲くら訪問看護リ ハビリステーション	こだまくるみ薬局	オレンジ薬局根岸 店	スギ薬局 飯能店
u	株式会社anz 訪問看護ステーション	株式会社フラワーストナース	株式会社ファーストナース	株式会社libros	合同会社P&L	株式会社そわか	株式会社ポラリス	井上 辰憲	株式会社スギ薬局
友田ビル二〇一号	坂戸市伊豆の山町二二一七 新座市栗原一―二―二	大里郡寄居町桜沢二五五 一コーポラス桜沢B一〇一	入間市南峯三三六―二メゾ ンコスモ一〇六	狭山市狭山台四―三―一	所沢市西狭山ヶ丘一―二五六 一第二新井コーポ一〇三号 室	春日部市永沼二七六一	本庄市児玉町上真下三二六 一	狭山市根岸二―八―一九	飯能市岩沢二七七―一
一日	令和三年一月一日	令和三年一月一日	令和三年一月一日	令和三年二月一日	令和三年一月一日	令和三年一月一日	令和三年二月一日	令和二年十二月一日	令和三年二月一日

二 指定施術機関

氏名	松浦 宏治	塩田 友里	恵
住所			
施 術 所	名 称	訪問医療マッサ ージKERO W柏北ステーション	院 ひなた鍼灸治療 ザンビルーF
	所 在 地	千葉県柏市西原五―二六― 三二	春日部市南五―五―六七サ
指 定 年 月 日	令和三年一月 十五日	令和二年十二 月四日	

告示

埼玉県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
楓薬局	所在地	上尾市壱丁目一五〇 ― 一	上尾市壱丁目東三七― 一〇
松伏町訪問リハビリ看護ステーション	所在地	北葛飾郡松伏町田中 二―二五―一一	北葛飾郡松伏町田中一 ―二―二

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前		変更後	
		所在地	名称	所在地	名称
石坂 雅春	施術所	本庄市前原二―六 ―一五森川マンシ ヨン二〇四		本庄市寿一―二一 ―一一	
関口 尚史	施術所	本庄市前原二―六 ―一五森川マンシ ヨン二〇四		本庄市寿一―二一 ―一一	
田島 美紀	施術所	熊谷市柿沼一〇一 四―三		本庄市寿一―二一 ―一一	
渡邊 祐司	施術所	(施術所の追加)		株式会社エールケア サービス 鴻巣市前砂二四八 ―四	
石井 俊彦	施術所	本庄市前原二―六 ―一五森川マンシ ヨン二〇四		本庄市寿一―二一 ―一一	
奥出 雅一	施術所	志木市本町五―一 七―五―二〇一	おくで志木鍼灸院	志木市本町六―二 二―一六	チャクラ鍼灸院
吉崎 淳一	施術所	本庄市前原二―六 ―一五		本庄市寿一―二一 ―一一	
高橋 昌平	施術所	本庄市前原二―六 ―一五		本庄市寿一―二一 ―一一	
新井 努	施術所	本庄市前原二―六 ―一五		本庄市寿一―二一 ―一一	

告示

埼玉県告示第百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
水野医院	草加市栄町三―九―一九	平成三十年五月二十六日
みらいず眼科	朝霞市青葉台一―三―二青葉台メデイカルプラザ一F	令和二年十二月三十一日
医療法人社団志光会 東所沢クリニック	所沢市東所沢一―三―一〇	令和二年七月三十一日
狭山メンタルクリニッ ック	狭山市入間川二―一―二グランツ狭山一F	令和三年一月十日
上里内科クリニック	児玉郡上里町七本木三田三四八二―一	令和二年十二月一日
本間医院	秩父郡小鹿野町大字小鹿野三九九	令和二年十二月三十一日
おけがわ眼科	桶川市若宮一―五―二パトリア桶川四階	令和二年十一月三十日
美南こころの森クリ ニック	吉川市美南五―六―四	令和二年十二月三十一日

第一歯科診療所	上尾市小敷谷八四五―一西上尾第一団地二―三八―一〇四	令和二年十二月三十一日
上尾歯科クリニック	上尾市浅間台三―三二―二七	令和二年十二月三十一日
ポプラ歯科加須クリニック	加須市大門町二〇―五八カタクラパークイトーヨーカ堂加須店二階	令和三年一月十一日
リリースデンタルクリニック	桶川市鴨川一―一―三九	令和二年十二月三十一日
ひがし薬局	久喜市久喜東二―一七―二	令和三年一月六日
ひかり薬局 みずほ台店	富士見市西みずほ台一―二一―四	令和三年一月十五日
たけ里・訪問看護リハビリステーション	春日部市中央三―一―七 二F	令和二年十一月三十日
わたぼうし	南埼玉郡宮代町笠原二―五―二三	令和二年十月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
松本 億蔵		深谷訪問はりきゆう	深谷市東方町四―一八―一〇コーポビツクリバーA一〇二号	令和三年二月五日

告示

埼玉県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
菖蒲むらた眼科	久喜市菖蒲町菖蒲字伊勢浦六〇 〇五―一モラージュ菖蒲三階	令和三年一月三十一日

告示

埼玉県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人鈴木外科病院	本庄市児玉町八幡山二九三	医療法人鈴木外科病院	訪問リハビリテーション	令和二年十月一日
レーベンホーム戸田（従来型）	戸田市中町一―二九―五	社会福祉法人畏敬会	介護老人福祉施設	平成二十五年四月一日
ケアプランセンターなど	志木市本町四―一五―一 高橋ビル三〇二号	株式会社アイム志木	居宅介護支援	平成二十六年一月一日

告示

埼玉県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
福祉用具 アプロ ーズ	事業所所 在地	春日部市栄町 二―二八〇	春日部市栄町 二―二二〇	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売
明倫堂薬局	事業者所 在地	東京都豊島区 東池袋三―一 ―四	川越市脇田本 町一三―五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
居宅介護支援事業 所ゴールドプランニ ング	事業所所 在地	北本市二ツ家 三―一四六― 一―アルファ スクエア北本 四―アリーナ一 〇	桶川市加納八 四―八	居宅介護支援
グループホームみん なの家・三郷2	事業所所 在地	三郷市三郷イ ンターA地区 土地区画整理 事業地三二街 区六画地	三郷市泉一 二―三―七	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護

告 示

埼玉県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

喜沢南薬局		東所沢クリニック					名称
戸田市喜沢南二 七 一		所沢市東所沢一 三 一〇お茶 の水一 号館一階					所在地
介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	介護予防訪問リハ ビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問看護 訪問リハビリテ ーション	サービスの種類
令和二年十一月三十日		令和二年七月三十一日					廃止年月日

告示

埼玉県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ上尾春日店

埼玉県上尾市春日二丁目五―三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

ニ 届出年月日

令和三年二月十日

二 縦覧期間

令和三年二月二十六日から令和三年六月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二十六日から令和三年六月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ熊谷店

埼玉県熊谷市大字石原四百八十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

ニ 届出年月日

令和三年二月十日

二 縦覧期間

令和三年二月二十六日から令和三年六月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二十六日から令和三年六月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

ニ 届出年月日

令和三年二月十日

二 縦覧期間

令和三年二月二十六日から令和三年六月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二十六日から令和三年六月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和三年二月十五日に県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の換地処分をした。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年二月二十二日認可した。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

東第二土地改良区

二 事務所所在地

比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第百九十六号

令和二年埼玉県告示第千四百四十七号で公示した公共測量は、令和三年二月三日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百九十七号

令和二年埼玉県告示第千二百六十四号で公示した公共測量は、令和三年一月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十八号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

熊谷市池上地内

四 作業期間

令和三年三月一日から令和三年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第百九十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成）

三 作業地域

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔二丁目地内ほか

四 作業期間

令和三年三月十五日から令和三年六月七日まで

告 示

埼玉県告示第二百号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（県道久喜騎西線 道路台帳整備）

三 作業地域

加須市上高柳地内外

四 作業期間

令和三年二月十七日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により坂戸市から坂戸都市計画事業坂戸中央2日の出町土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第二百二十一号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>秩父郡東秩父村大字御堂 字槻川東一二九番二地先 から同郡同村大字奥沢字 半場二番五地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一〇・四九〽三二・六三</p>	<p>八・九〇〽一八・七七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四七・八〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>災害防除事業による。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧新別
<p>比企郡吉見町大字荒子字 八幡裏一〇二番一地先 から同郡同町大字荒子字 寺家谷一一〇番一地先 まで</p>	<p>三七番一地先まで</p>	<p>比企郡吉見町大字荒子字 八幡裏四一七番地先から 同郡同町大字荒子字流九</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・〇〇〃一八・〇八</p>	<p>一〇・二五〃一四・五〇</p>	<p>九・三三〃一四・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八一・五五</p>	<p>二五一・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>橋りよう架換に伴う仮橋 設置及び仮道設置並びに 新橋設置を目的とした橋 りよう架換工事である。</p>			<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>秩父市上野町八六二番七地先か ら同市大宮字下上野原七九四番 六地先まで</p>	<p>秩父市上野町八六二番七地先か ら同市大宮字下上野原七九四番 六地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・九七〇 二八・五五</p>	<p>一一・九七〇 一二・一三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六二・九〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p> <p>道路法第二十四条に基づき承認工事による。</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市上野町八六二番七地先から同市大宮字下上野原七九四番六地先まで
供用開始の期日	令和三年二月二十六日
備考	令和三年二月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一六二・九〇メートル

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

一般国道 二百九十九号

秩父市上野町八六二番七地先から同市大宮字下上

野原七九四番六地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年二月二十七日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和三年二月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 保管した工作物
和船及びキャビンボート 各一隻
- 二 保管した工作物が放置されていた場所
埼玉県八潮市大字古新田字堤外百番地先（一級河川大場川の河川区域）
- 三 除却した日時
令和三年一月二十一日（木）午後零時五十三分
- 四 保管を始めた日時
令和三年一月二十一日（木）午後三時三十分
- 五 工作物の保管場所
埼玉県八潮市大字圀二百五十五番 埼玉県圀川排水機場敷地内
- 六 保管した工作物の返還
- イ 返還期限
令和三年七月二十日（火）
- ロ 返還の申出先
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所管理担当 電話〇四八―九六四―五二一七
- ハ 返還に際しての留意事項
 - (1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県越谷県土整備事務所管理担当に、氏名及び住所を証するため必要な書類を提示し、申し出ること。
 - (2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
吉川市大字下内川字腰巻八四 二番三地先から 同市大字下内川字腰巻一三七 六番地先まで		区 間
十一・五〇	七・一〇〃 十・六〇	敷地の幅員 (メートル)
九二一・四〇		延 長 (メートル)
江戸川堤防強化工事に伴 う付替道路		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字下内川字腰巻八四二番三地先から同市大字下内川字腰巻一三七六番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年二月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年二月二十六日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号における道路予定区域の供用開始である。延長九二一・四〇メートル。</p>

正 誤

埼玉県警察本部告示第十一号（令和三年二月九日第百八十一号）中訂正

ページ 行

三 上から十五

誤

※ 評価は第二次試験において行う。

正

※ 論文（作文）試験の評価は第二次試験において行う。

ページ 行

三 上から十八

誤

※ 評価は第二次試験において行う。

正

※ 論文試験の評価は第二次試験において行う。

ページ 行

六 上から二十

誤

(3) 受付期間

令和三年三月一日（月）午前九時から四月九日（金）午後五時までの間

正

(3) 受付期間

令和三年三月一日（月）午前九時から四月九日（金）午後五時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い

合わせること。

正 誤

埼玉県警察本部告示第十二号（令和三年二月九日第百八十一号）中訂正

ページ 行

二 上から二十八

誤

※ 評価は第二次試験において行う。

正

※ 論文（作文）試験の評価は第二次試験において行う。

ページ 行

五 上から十六

誤

(3) 受付期間

令和三年八月五日（木）午前九時から八月二十四日（火）午後五時までの間

正

(3) 受付期間

令和三年八月五日（木）午前九時から八月二十四日（火）午後五時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。